

犯則審査部第二特別審査 標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等の名称）	保存期間	訓令別表第2該当項	保存期間満了時の措置
1	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反事件の審査及びその経緯	(1)犯則事件の審査に関する重要な経緯	①犯則事件の審査の過程が記録された文書	独占禁止法審査・調査・相談	犯則事件関係文書	・〇年度犯則事件関係文書	30年	2(1)① 10(1)	廃棄
			②検事総長に告発した文書						
		(2)犯則事件の調査に関する事項	情報の収集及び予備的調査に関する文書						
	(3)検事総長に告発した事件の傍聴に関する事項	告発した事件の傍聴に関する文書	・傍聴メモ	—	—	—	裁判の確定後1年未満	—	
2	作業の進捗管理に関する事項	作業の進捗管理	作業の予定及び作業分担に関する文書	—	—	—	1年未満	—	廃棄

備考

- 一 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。
- 二 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め（平成23年公正取引委員会訓令第1号）別表第1及び第2並びに本表の規定を参酌し、当該行政文書に係る事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。